

タイトル	提出先	発信日
中国韓国台湾への要望意見	特許庁	2022年6月

	対象国・地域	件名	四法	重要度	新規継続	現状 / 課題	要望事項	関連する法令等	日本及び諸外国の状況	備考
1	中国	専利開放許諾制度の費用減免の適用開始時期	特許実案意匠		新規	2020年の改正法には、専利開放許諾制度が新設されたが、「公告された許諾実施料の支払方式、基準に従って許諾実施料を支払うことにより、専利実施許諾を受けることができる」とされており、費用減免を受けるためには実施許諾契約の提出が必要であり、権利者は実際に契約を締結するまでの間は減免を受けられない。	特許権者の開放許諾制度の利用促進のため、開放許諾声明の発行日から契約提出までの期間においても費用減免の対象としていただきたい。	2020年専利法第六章 第50条、51条 21年8月3日発行「審査指南改正草案」第五部分 第十一章	類似の制度であるドイツのLOR制度（ドイツ特許法第23条）は、特許権者が当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許維持年金を半額にすることができ、費用減免においてライセンスアウトの実績は考慮しない。	
2	中国	専利開放許諾制度の利用条件について	特許実案意匠		新規	2020年の改正法には、専利開放許諾制度が新設されたが、以下の点が不明確なため、特許権者は開放許諾声明を提出すべき判断ができない。 ・声明の際に提示が求められている「実施料の支払い方法と基準」 ・減免条件および減免比率	開示範囲、撤回の条件(規定)が明確になることで、特許権者は開放許諾声明を提出するかの判断が行えるため、明確化を求める。特許権者の開放許諾制度の利用を促進するためにも最小限の条件となることを要望する。	2020年専利法第六章 第50条、51条 21年8月3日発行「審査指南改正草案」第五部分 第十一章	類似の制度であるドイツのLOR制度（ドイツ特許法第23条）は、特許権者が当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許維持年金を半額にすることができ、費用減免においてライセンスアウトの実績は考慮しない	
3	中国	共同侵害および再犯罰則に関する条文、間接侵害に関する条文	特許実案意匠		○ 継続	専利法改正案2015草案第62条に記載があった間接侵害に関する条文が改正法には反映されなかった。 近年侵害業者の形態が変化しており、多様な侵害業者を適切に罰するために間接侵害に関する規定も整備すべきであるとする。	専利法改正案2015草案に記載があった間接侵害に関する規定を要望する。	専利法改正案2015草案第62条	日本では、特許法第101条において間接侵害が定義され、直接侵害と同等の救済措置が与えられる規定となっている。	
4	中国	新規性喪失の例外範囲の拡大	特許実案意匠		○ 継続	2020年の改正法には、新規性喪失の例外の範囲が、「公益のために公開された発明」に拡大された。	以下の新規性喪失に対しても、例外の範囲に含めることを要望する (特定の学会や展示会に限らない) 自己の行為に起因する新規性喪失 第三者による不正な開示による新規性喪失	2020年専利法第24条	特許法第30条は、以下の場合に1年以内に出願した場合には新規性喪失の例外とすることを規定している。 出願人の意に反する開示 出願人の行為に起因する開示	
5	中国	無効審判手続での請求範囲の訂正制限の緩和要望	特許		○ 継続	2017年の専利審査指南の改訂により、請求項の削除、合併に加えて、請求項の更なる限定(他の請求項に記載する一つ又は複数の技術特徴の補足)や明らかな誤りの訂正が認められるようになったが、依然として明細書または図面に記載した技術的特徴によって特許請求の範囲を減縮することはできない。 特許の一部に瑕疵があるために全体が無効となることは権利者に厳しく、それまで有効であった権利が無効となることは第三者への影響が大きいため、他国(日本や米国)同様に適切な権利範囲の訂正が可能になることを要望する。	無効審判手続における特許請求範囲の訂正減縮に関する制限を第三者に不測の損害を与えない範囲で、緩和することを希望する。具体的には、明細書または図面に記載した技術的特徴によって特許請求の範囲を減縮する訂正を実施細則等で明示的に認めるよう希望する。	審査指南第4部分第3章 4.6.2	日本 特許法134条の2 無効審判の被請求人は次に掲げる事項を目的とする訂正が可能。 一 特許請求の範囲の減縮 二 誤記又は誤訳の訂正 三 明瞭でない記載の釈明 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。	

	対象国・地域	件名	四法	重要度	新規継続	現状 / 課題	要望事項	関連する法令等	日本及び諸外国の状況	備考
6	中国	実用新案の権利濫用防止	実案		継続	実用新案は実体審査を経ず登録される事により、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。無効理由を有する権利は保護価値が無く、権利行使された場合、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強い	実用新案権行使時の評価報告書提出の義務付けを要望する。 それが困難な場合も、第三者による評価報告書請求を可能にする等、実用新案の権利行使に一定の法的小よび行政的制限を課すよう要望する。			
7	中国	懲罰的賠償	特許		継続	・2021年6月1日施行専利法改正において懲罰的賠償が規定されたが、具体的な懲罰的賠償の適用判断基準が十分で無い。 ・懲罰的賠償による賠償金額の変動範囲が大きく適用時のリスク判断が合理的に予測し難い。	訴訟結果の予見性確保の観点から、懲罰的賠償の適用、賠償倍率の根拠や基準の明確化を要望する。	2021年6月1日施行専利法改正 71条		
8	中国	マドプロ出願で中国指定における指定商品/役務名の翻訳	商標		継続	マドプロ出願で中国を指定した場合、指定商品/役務名が中国語へ翻訳されるが、その翻訳精度が低い。(機械翻訳であると思われる) そのため、以下のような問題が起こる。 英語での指定商品/役務が本当の権利であるが、誤訳されることで正しい権利が中国で認知されない。 中国商標局での審査にて、翻訳された中国語の指定商品/役務名にもとづいて引用商標を抽出するため、誤訳されていると適切な審査が行われない。	翻訳の精度向上を要望する。 ②審査を行う場合には、翻訳された中国語の指定商品/役務名ではなく英語の指定商品/役務名をもとに引用商標を抽出することを要望する。		日本では翻訳を外注することで精度を高めている。	
9	台湾	修理条項導入について	意匠		継続	現行専利法第136条(意匠権に関する規定)に「意匠権の効力は、車又はその他の車両についてその本来の外観を回復させる部品の修理には及ばない。」という内容を追加することが検討されている	開発した製品が知財権で保護できなくなれば、開発投資の回収が困難になります。そうなれば、台湾でのイノベーション機運の低下につながり、開発拠点を設け雇用を維持することが難しくなるという事態になることが懸念される	専利法第136条		
10	中国	専利審査指南における遅延審査について	意匠		継続	公報公開を実質的に遅延させることが行える制度ではあるものの、権利の発生をも遅らせてしまう制度であり、遅延期間終了後から審査(方式)が開始となるので模倣品が発生した際に迅速に権利行使を行なえない恐れがある。 21年8月3日発行「特許審査指南改正草案」では遅延審査(月単位での申請、請求の撤回)が導入されたが、公表されていないため、継続とする。	審査遅延期間が1年、2年、3年と固定設定とされているが、遅延期間は月単位で申請可能な様に変更をお願いしたい(最長36ヶ月(3年)) 遅延が必要でなくなった場合、登録までの何時でも遅延解除が可能として頂きたい。 ③審査遅延期間を後で(月単位で)延長申請ができるようにしてほしい。 コロナ禍等の影響があり、突然、モーターショーが中止になったりした場合に、審査遅延期間を延長するニーズが発生するため ④「必要がある場合、専利局は自発的に審査手続きを開始することができ、出願人が提出した遅延審査申請は未提出と見なされる。」との記載があるが、職権で遅延申請がなかったものとされることは、該制度の運用が不安定となり、出願人が安定した出願戦略を立てられなくなるため当該記載を削除して頂きたい 上記の項目が受け入れられなかった場合、出願から登録までの期間を短縮する早期審査を可能として頂きたい。	専利審査指南 第五部第七章 8.3遅延審査 21年8月3日発行「審査指南改正草案」第五部 第七章8.3	日本国意匠法第14条(登録日より最大36ヶ月の秘密請求が可能) 韓国デザイン保護法第43条(登録日より最大36ヶ月の秘密請求が可能) 欧州連合意匠理事会規則第50条1項(出願日より最大30ヶ月の公告繰り延べが可能)	

	対象国・地域	件名	四法	重要度	新規継続	現状ノ課題	要望事項	関連する法令等	日本及び諸外国の状況	備考
11	中国	実体審査の導入について	意匠		継続	現状無審査制であり、冒認、贋作出願が多く、無効請求により取消されるまで本来有効性のない権利が形式上成立している。 その為、無効審決が出るまで権利が認められており、本来の権利者の権利活用の弊害となっている。 21年8月3日発行「特許審査指南改正草案」では意匠の職権審査が導入されたが、公表されていないため、継続とする。	第三次改正専利法施行により、意匠に専利権評価報告書制度導入にあたって、中国国家知識産権局では意匠に関する検索用データベースの構築がされていると思うので、データベースの構築により実体審査も可能と考える。権利の安定性を図るために、審査主義の導入を希望する。 さらに、改正草案においては、どのような場合に相違の有無が審査されるのかについて明確化を求める。	21年8月3日発行「審査指南改正草案」第1部分 第3章8.2	日本意匠法第16条及び米国特許法第131条では、意匠権の権利付与前に特許庁が審査を実施する審査主義を採用。	
12	中国	秘密意匠制度の導入	意匠		継続	先願主義である以上、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続が必要となる。しかし、デザイン開発競争が加速する中、未発表の製品の意匠図面が公報に掲載されることにより、現行製品の買い控えや、製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害ももたらす。また、製品発表以前に意匠図面が公報に掲載され、意匠出願図面が雑誌やホームページ上に公開されると、新車発表時のインパクトがなくなり、営業に多大な損害を被ってしまう。特に、開発期間が長いものは、開発段階のテスト(路上等)前に意匠出願を行いたいと考えているが、上記の問題があり、早期に出願を行うことが出来ない。	意匠図面の公開を登録から3年程度遅らせられる秘密意匠制度の導入を要望する。		日本国意匠法第14条(登録日より最大36ヵ月の秘密請求が可能) 韓国デザイン保護法第43条(登録日より最大36ヵ月の秘密請求が可能) 欧州連合意匠理事会規則第50条1項(出願日より最大30ヵ月の公告繰り延べが可能)	日本意匠法第16条及び米国特許法第131条では、意匠権の権利付与前に特許庁が審査を実施する審査主義を採用。 専利審査指南には「遅延審査」が記載されているが、該制度は審査開始時期を遅らせるものであり、結果として公報発行を遅らせることができる。しかし、公報発行のみを遅らせる制度とは異なるので、引き続き要望する。
13	中国	権利期間の延長	意匠	○	継続	現専利法は、権利期間は出願日から10年間とされており、2021年6月1日施行の改正専利法では、出願から15年間に延長されている。しかし、製品のロングライフ化、デザインブランディング、不正商品の排除の為に権利存続期間の長期化は不可欠であり、出願から15年でも十分な保護とはいえない。	国際的にみても長期化の傾向になりつつあることから、国際調和の観点からも、出願から20年程度の延長を要望する。	<関連法令> 専利法第42条 2021/6 改正施行 ※15年に延長		
14	中国	関連技術纏め審査の運用	特許		継続	・審査効率が悪い ・専利出願集中審査については、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法（試行）」が導入されたが、集中審査請求の条件が厳しく制限され内容も不明確であるため、十分な制度の活用が出来ない事が懸念される。	・出願日が近い複数の互いに関連する出願群の審査の効率化、早期化、そして品質向上の為に、関連出願を同時期に同じ場所（審査協作中心）で審査や審査官面接する『関連技術まとめ審査』の運用をして頂きたい。現在は関連件でも異なる場所で審査しており審査効率が悪い ・「専利出願集中審査管理弁法（試行）2019年9月3日に発表」第3条の集中審査請求の条件として、（二）国家重点優位産業に係り、又は国の利益、公共の利益に対して重大な意義を有することが要求されているが、具体的な基準の明確化を要望する。また、（三）1回の集中審査出願件数が50件を下回らず、かつ実体審査請求の効力が発生してからの期間の幅が1年を超えていないことが要求されているが、期間、件数共に条件を緩和いただく事を要望する。	専利出願集中審査管理弁法（試行）2019年9月3日に発表		

	対象国・地域	件名	四法	重要度	新規継続	現状 / 課題	要望事項	関連する法令等	日本及び諸外国の状況	備考
15	中国	商標局データベースの改善	商標		継続	中国商標局にて、正しい商標データベースが登録されていない。 正確な出願情報が把握できないことから、権利取得および侵害行為への対応検討が困難である。(例えば、異議申立により一部指定商品が拒絶になっているにもかかわらず、拒絶された商品がそのままデータベースに登録されている。このような状況からデータベースの信憑性が低く、抵触調査に影響が出る。)				
16	台湾	意匠権侵害時の類似範囲認定基準の明確化(法的拘束力の規定)	意匠	○	継続	侵害事件での類似範囲の認定方法/基準について、「専利侵害鑑定要点」に記載されていたが、この内容を大幅に変更し「専利侵害判断要点」へ名称変更をされた。「専利侵害判断要点」には、「専利侵害鑑定要点」のときにあった「本意匠特許侵害の鑑定原則は裁判所又は侵害鑑定専業組織等の参考用とするものであり、上述した機関又は組織を拘束するものではない」との内容は記載されていないため、この内容については歓迎する。 しかし、現地専門家の情報によると「専利侵害判断要点」の性質は、裁判所が侵害鑑定を行う時の参考用のもので、裁判所を拘束するものではないことに何の変わりも無いようである。 「専利侵害判断要点」は、2016年2月15日に発行されたものである。	司法判断の安定化のためにも「専利侵害判断要点」が確実に運用されるようお願いをしたい。 (できれば、法的拘束力を持たせるよう明確な規定の制定をお願いしたい。)	< 関連法令 > 台湾 専利侵害判断要点		
17	台湾	「秘密意匠制度」の導入または、「公告延期制度」の公告延期期間の長期化・延長	意匠		継続	先願主義である以上、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続が必要となるが、場合により、製品発表前に登録により公報が発行され意匠図面が公開されることがある。これにより製品発売以前に当該意匠の模倣品が発生し弊害ももたらすことがある。また、発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、消費者が次期機種発売を待って現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼすこともある。 現在の公告延期制度は、6ヶ月の延長申請が可能だが、6ヶ月ですと開発期間が長い実情から、製品の開示（製品発表）の時期を待たずに公告されることが考えられ、前記同様の状況の発生が懸念される。	秘密意匠制度の導入または、出願人の意思で法律に定められた特定の期間内において公告を延期できる制度の導入を要望する。(3年を要望)	< 関連法令 > 専利法施行細則第86条	日本国意匠法第14条(登録日より最大36ヶ月の秘密請求が可能) 韓国デザイン保護法第43条(登録日より最大36ヶ月の秘密請求が可能) 欧州連合意匠理事会規則第50条1項(出願日より最大30ヶ月の公告繰り延べが可能)	